

平成 25 年版 パーフェクト宅建 基本書

【法改正のお知らせ】

平成 25 年 8 月 27 日
 (株)住宅新報社
 出版・企画グループ
 TEL. 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。※の箇所 (P. 637 の法改正) について、8 月 1 日に公表した改正後の内容を一部修正しました (25. 8. 22)。☆の箇所 (P. 681 の法改正) について、8 月 1 日に公表したものに追加しました

ページ・位置	改正前	改正後
宅建用語ナビ P40 236 コメント 上 1 行目	津波防護施設区域内の行為制限等が	津波防護施設区域内の行為制限や 津波災害特別警戒区域内の特定開発行為及び特定建築行為の制限等 が
P501 本文 下 11 行目	また、近年の法改正に伴い、津波 防災地域づくりに関する法律～	また、近年の法改正に伴い、 都市 の低炭素化の促進に関する法律第 43 条 、津波防災地域づくりに関する 法律～
P637 本文 下 4 行目	～平成 <u>25</u> 年 3 月 31 日に	～平成 26 年 3 月 31 日に ※
こ P640 表下(※) 上 1 行目	平成 <u>24</u> 年 4 月 1 日～平成 <u>25</u> 年 3 月 31 日の	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の
P641 ②税率 上 2 行目	平成 <u>24</u> 年 4 月 1 日～平成 <u>25</u> 年 3 月 31 日に	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日に
ヒント 下 1 行目	H <u>24</u> . 4. 1～H <u>25</u> . 3. 31	H 25 . 4. 1～H 27 . 3. 31
P642 本文 下 5 行目	～平成 <u>25</u> 年 3 月 31 日に	～平成 27 年 3 月 31 日に
P643 本文 下 4 行目	住宅で上記の一定の	住宅または平成 24 年 12 月 4 日～ 平成 26 年 3 月 31 日に認定低炭素 住宅で上記の一定の
本文 下 1 行目	(租特法 74 条)	(租特法 74 条、 74 条の 2)
欄外 上 8 行目の次に 右の文章を追加	既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類によることができる	
欄外 下 1 行目の次に 右の文章を追加	<認定低炭素住宅> 住宅のエネルギーの使用の効率性その他の性能が低炭素住宅認定基準 に適合することその他について所管行政庁の認定を受けたものをいう (エコまち法 2 条 3 項)	
P644 覚えよう 上 7 行目	平成 <u>25</u> 年 3 月 31 日まで	平成 27 年 3 月 31 日まで
P648 欄外 下 1 行目の次に 右の文章を追加	既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類によることができる	

P651 (1)暦年課税 上3行目	租特法70条の2の2)	租特法70条の2の3)
P653 欄外 下11行目の 次に右の文章を追 加	既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類によることができる	
P658 Point 上2行目	(6項目)	(5項目)
Point 上8行目	<u>・認定事業用地適正化計画による 交換等特例</u>	削除
P659 欄外 上11行目の 次に右の文章を追 加	既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類によることができる	
P660 本文 上9行目	なお、認定長期優良住宅で上記の	なお、認定長期優良住宅 または認 定低炭素住宅 で上記の
ヒント 表中 上1段目、右端の 枠内	認定長期優良住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅
欄外 上13行目の 次に追加	<認定低炭素住宅>	
P661 欄外 下9行目	<u>24.12.31</u> の	25.12.31 の
P662 本文 下9行目	～平成 <u>24</u> 年12月31日に	～平成 29 年12月31日に
本文 下4行目	(上限 <u>150</u> 万円)	(上限 200 万円)
P663 本文 上6行目	～平成 <u>24</u> 年	～平成 29 年
P671 下の表中 工事の要件/内容 の欄	耐震改修に要した費用の額が <u>30</u> 万円以上	耐震改修に要した費用の額が 50 万 円超
本文 下5行目	～平成 <u>25</u> 年3月31日に	～平成 28 年3月31日に
P672 2番目の表中 工事の要件/内容 の欄	バリアフリー改修工事に要した費 用の額(補助金等の額を控除)が <u>30</u> 万円以上	バリアフリー改修工事に要した費 用の額(補助金等の額を控除)が 50 万円超
(3)省エネ改修住 宅の特例 上1行目	～平成 <u>25</u> 年3月31日に	～平成 28 年3月31日に
1番下の表中 工事の要件/内容 の欄	省エネ改修工事に要した費用の額 が <u>30</u> 万円以上	省エネ改修工事に要した費用の額 が 50 万円超
P681 欄外 一番下に追 加	既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類によることができる ☆	
P686 本文 下1、2行目	<u>・認定事業用地適正化計画による 交換等特例(租特法37条の9の2)</u>	削除

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	改正前	改正後
P206 様式例・3 中 上1行目、「家屋番号」 「建物の名称」「権利 者その他の事項」（計 4カ所）	<u>706</u>	101
P688 覚えよう 下4行目	所得税が <u>許</u> される。	所得税が <u>課</u> される。